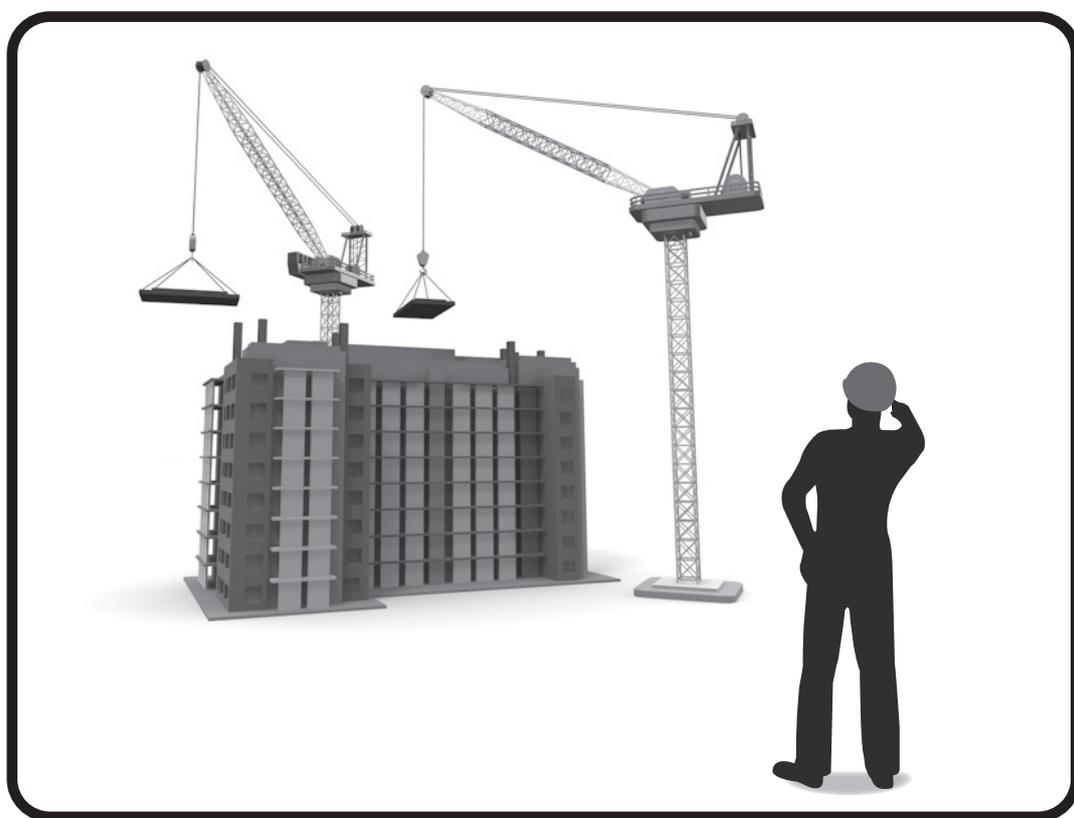


令和4年

建設工事における労働災害の現状



熊 本 労 働 局
建設業労働災害防止協会熊本県支部

ま え が き

令和3年の県内の建設業における休業4日以上死傷者数は、前年の315人から27人減少し288人となり、死亡者数については、前年より3人減少しているものの、3人の尊い命が失われました。この状況は、熊本地震以降の労働災害の増加から、減少に転じているものの、労働者の高齢化や令和2年7月豪雨災害の復旧工事等に伴う災害の増加が懸念されています。

このような状況から、熊本労働局におきましては、2018年度を初年度とする「第13次労働災害防止推進計画（5ヵ年）」により、計画期間中の死亡者数及び死傷者数の15%以上の減少を目標として、労働災害防止対策を推進してきており、本年度が最終年度となっています。

特に、重篤な災害発生を防ぐためには、足場等からの墜落・転落災害防止措置、早い段階からの熱中症対策への取組み、リスクアセスメントの実施、有機溶剤、化学物質、石綿、鉛などのばく露防止等、事業場における自主的な安全衛生活動の推進等のさらなる徹底が重要となります。

各事業場におかれましては、引き続き年間計画の作成、実施、評価、改善のPDCAサイクルによって安全衛生管理を進めるなどにより、労働災害の防止を図っていただきますようお願いいたします。また、建設業店社（本社）における現場の安全衛生管理への参画を積極的に実施し、現場における安全衛生対策に全社を挙げて取り組む体制を確立することが必要です。

この冊子は、県内各労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告（休業4日以上）」を集計分析し、県内の事業主や安全衛生担当者の方々の活動に資するために作成したものです。

令和4年5月

熊本労働局労働基準部健康安全課

目 次

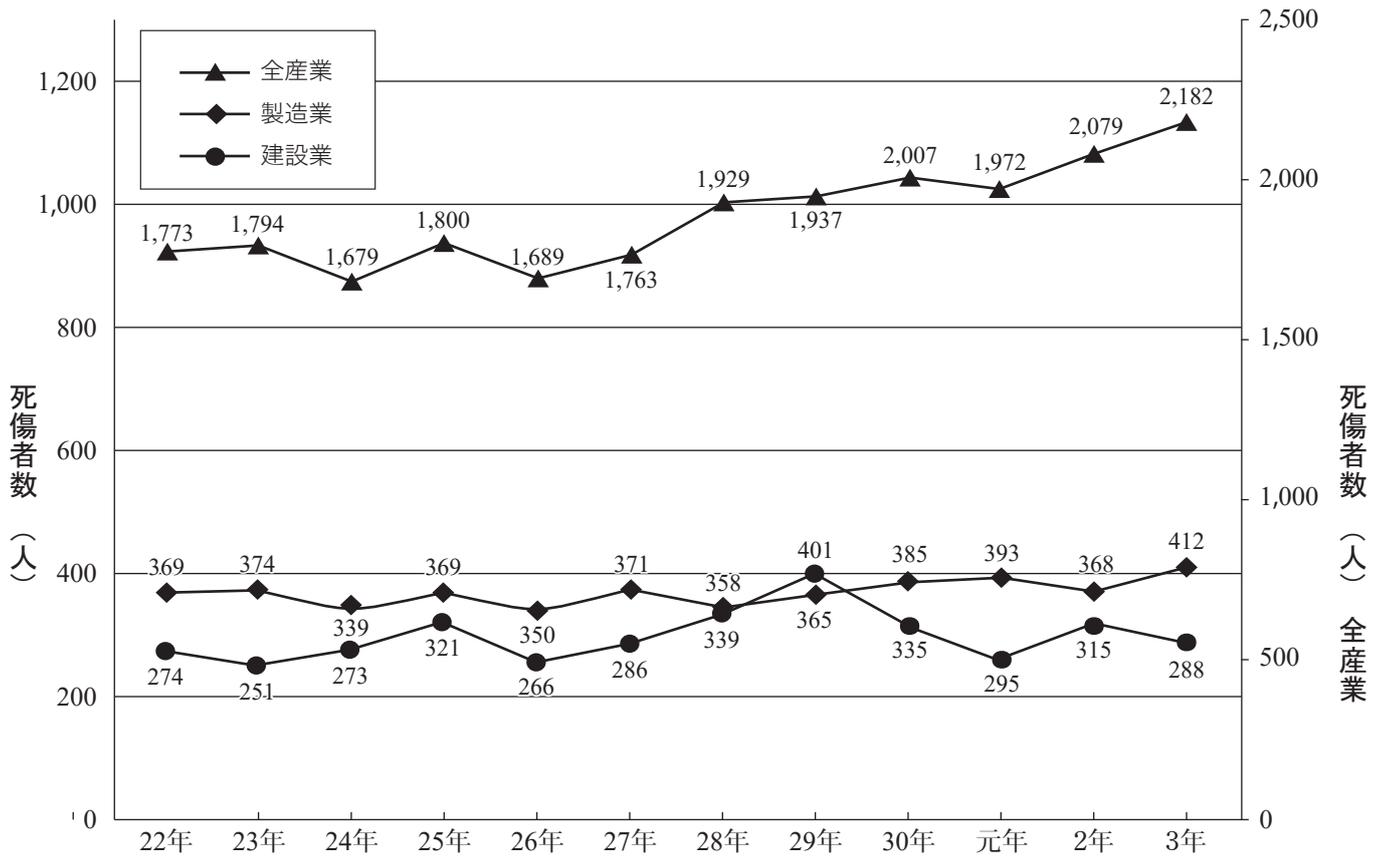
1. 熊本県における労働災害	
(1) 業種別年別労働災害発生状況	1
(2) 労働災害発生状況の推移（休業4日以上）	2
(3) 事故の型別労働災害発生状況（建設業）	2
(4) 起因物別労働災害発生状況（建設業）	2
(5) 事故の型別労働災害発生状況（土木工事業）	3
(6) 起因物別労働災害発生状況（土木工事業）	3
(7) 事故の型別労働災害発生状況（建築工事業）	3
(8) 起因物別労働災害発生状況（建築工事業）	3
(9) 年齢別労働災害発生状況（建設業）	4
(10) 年齢別労働災害発生状況（土木工事業）	4
(11) 年齢別労働災害発生状況（建築工事業）	4
(12) 死亡災害発生状況の年別推移	5
(13) 年別・事故の型別死亡災害発生状況（建設業）	6
(14) 年別・起因物別死亡災害発生状況（建設業）	6
(15) 熱中症による休業4日以上死傷者数の推移（人）（熊本県内）	7
(16) 熱中症による療養補償給付決定件数の推移（熊本県内）	7
(17) 熱中症による休業4日以上死傷者数の推移（人）（全国）	8
(18) 発注機関別死亡災害の割合（建設業）	9
(19) 九州・沖縄の発注機関別死亡災害発生状況（令和3年）	10
2. 死亡災害発生状況（令和3年）	11
3. 災害事例	12
(1) ドラグショベルが後進中、運転者がはさまれたもの	12
(2) 木造住宅の新築工事中に、桁から墜落したもの	13
4. 安全衛生管理体制について	14
5. 届出等書類一覧（主要なもの）	15

1. 熊本県における労働災害

(1) 業種別年別労働災害発生状況（労働者死傷病報告）

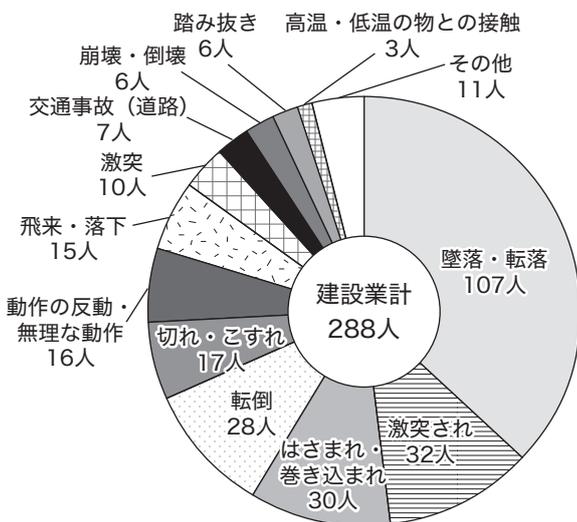
業 種	発生年			平成 29 年			平成 30 年			令和元年			令和 2 年			令和 3 年		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
01 製造業小計	1	364	365	3	382	385	3	390	393	1	367	368	0	412	412			
02 鉱業小計	0	7	7	0	5	5	1	11	12	0	7	7	0	3	3			
01 水力発電所	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0			
02 トンネル建設工事	0	1	1	0	1	1	0	2	2	0	2	2	0	0	0			
03 地下鉄建設工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
04 軌道建設工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1			
05 橋梁建設工事	0	1	1	0	2	2	0	2	2	1	4	5	0	4	4			
06 道路建設工事	1	27	28	1	18	19	0	21	21	0	24	24	0	20	20			
07 河川土木工事	0	6	6	0	4	4	0	3	3	0	8	8	1	6	7			
08 砂防工事業	0	2	2	0	1	1	0	5	5	0	0	0	0	1	1			
09 土地整理土木	0	7	7	0	7	7	0	9	9	0	4	4	0	6	6			
10 上下水道	0	4	4	0	4	4	0	2	2	1	2	3	0	1	1			
11 港湾海岸	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0			
99 その他土木	0	48	48	2	38	40	2	43	45	0	42	42	1	38	39			
01 土木工事	1	98	99	3	77	80	2	87	89	2	88	90	2	77	79			
01 鉄骨・鉄筋家屋	3	61	64	0	49	49	1	45	46	2	26	28	0	48	48			
02 木造家屋建築	4	104	108	2	72	74	0	60	60	2	67	69	0	45	45			
03 建築設備工事	0	15	15	0	9	9	0	14	14	0	13	13	0	16	16			
09 その他の建築工事	3	58	61	1	56	57	0	29	29	0	48	48	0	49	49			
02 建築工事	10	238	248	3	186	189	1	148	149	4	154	158	0	158	158			
01 電気通信工事	0	8	8	1	9	10	0	10	10	0	8	8	0	7	7			
02 機械器具設置	2	10	12	0	3	3	0	5	5	0	6	6	1	5	6			
09 その他の建設	0	34	34	0	53	53	0	42	42	0	53	53	0	38	38			
03 その他の建設	2	52	54	1	65	66	0	57	57	0	67	67	1	50	51			
03 建設業小計	13	388	401	7	328	335	3	292	295	6	309	315	3	285	288			
04 運輸交通業小計	2	197	199	1	237	238	2	212	214	0	216	216	1	185	186			
05 貨物取扱小計	1	5	6	0	9	9	0	6	6	0	6	6	0	7	7			
06 農林業小計	1	70	71	0	89	89	2	98	100	1	74	75	3	81	84			
07 畜産・水産業小計	0	17	17	1	34	35	1	30	31	1	42	43	0	39	39			
08 商業	0	275	275	0	277	277	0	254	254	0	281	281	1	318	319			
09 金融広告業	0	22	22	0	25	25	0	30	30	0	16	16	0	24	24			
10 映画・演劇業	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0	0	0			
11 通信業	0	18	18	0	16	16	0	20	20	0	20	20	0	22	22			
12 教育研究	1	12	13	0	11	11	0	14	14	0	20	20	0	24	24			
13 保健衛生業	0	212	212	0	252	252	0	282	282	0	372	372	2	438	440			
14 接客娯楽	0	134	134	0	148	148	1	119	120	0	98	98	0	134	134			
15 清掃・と畜	1	95	96	1	91	92	1	101	102	1	116	117	1	79	80			
16 官公署	0	1	1	1	1	2	1	5	6	0	5	5	0	6	6			
17 その他の事業	2	98	100	0	88	88	0	92	92	0	118	118	0	114	114			
合 計	22	1,915	1,937	14	1,993	2,007	15	1,957	1,972	10	2,069	2,079	11	2,171	2,182			

(2) 労働災害発生状況の推移（休業4日以上）



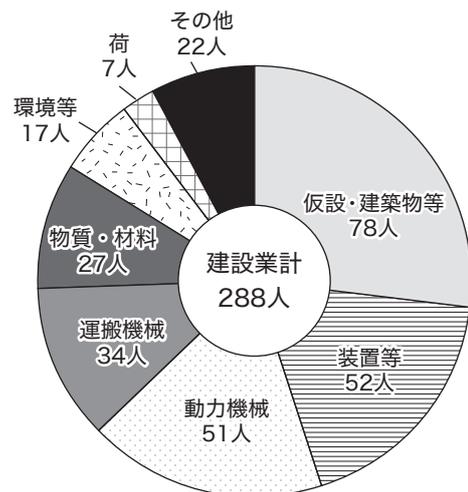
平成28年の熊本地震以降、全産業で労働災害は急増しており、未だに減少傾向を示していない。これに加え、新型コロナウイルス感染症の感染者数増加に伴う医療従事者等における負担の増加等による労働災害の増加など、熊本県内全体で労働災害の増加が懸念される。また、建設業は熊本地震以前の水準に戻りつつあるが、労働者の高齢化や令和2年7月豪雨災害の復旧工事等に伴う災害の増加が懸念される。

(3) 事故の型別労働災害発生状況（建設業）



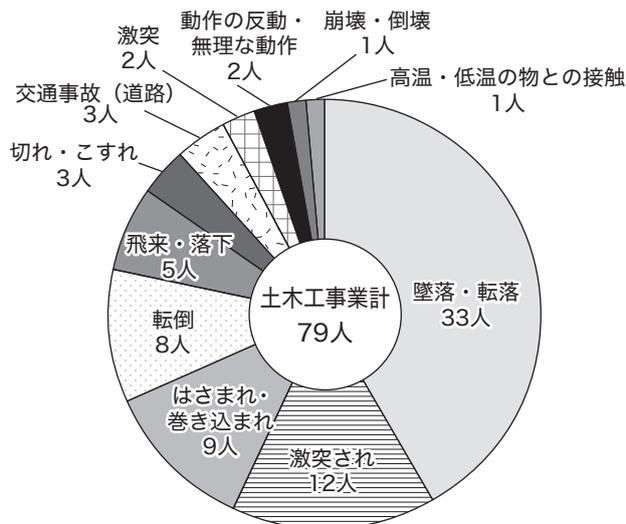
建設業の災害を「事故の型」別にみると、死傷者数288人のうち墜落・転落が107人（37.2%）、激突され32人（11.1%）、はさまれ・巻き込まれ30人（10.4%）、転倒28人（9.7%）、切れ・こすれ17人（5.9%）、動作の反動・無理な動作16人（5.6%）、飛来・落下15人（5.2%）、激突10人（3.5%）の順となっており、これらの事故の型によるものが、全体の8割以上を占めている。
墜落・転落災害は重篤な被害をもたらす場合が多く、徹底した対策が必要である。

(4) 起因物別労働災害発生状況（建設業）

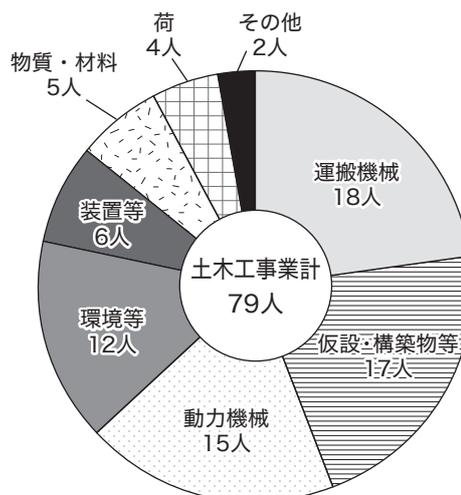


起因物は、災害をもたらすもととなったということから、不安全な状態があったものを指しており、死傷者数288人のうち、仮設・建築物等78人（27.1%）が最も多く、次に装置等52人（18.1%）、動力機械51人（17.7%）、運搬機械34人（11.8%）、物質・材料27人（9.4%）の順となっている。
各種の点検やその結果による補修・改修を確実に行う必要があり、作業場内の整理整頓も欠かせない対策となるものである。

(5) 事故の型別労働災害発生状況（土木工事業）



(6) 起因物別労働災害発生状況（土木工事業）



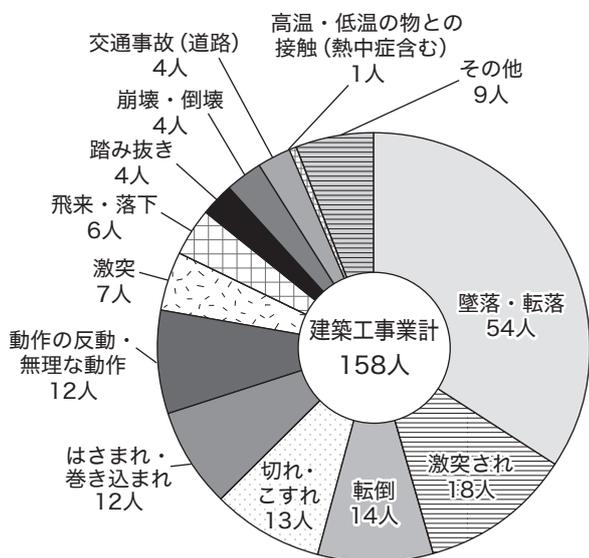
土木工事業の災害を「事故の型」別にみると、死傷者数79人のうち墜落・転落33人(41.8%)、激突され12人(15.2%)、はさまれ・巻き込まれ9人(11.4%)、転倒8人(10.1%)、飛来・落下5人(6.3%)の発生順となっている。

のり面等からの墜落・転落災害防止のための安全柵の設置や適正な昇降設備の設置、重機などを使用する場合の危険箇所への立入禁止や、誘導員の配置を徹底するなどして、はさまれ・巻き込まれ、激突され災害防止対策の徹底をすると共に、墜落・転落防止対策の徹底、転倒災害防止のための4S活動や体操の実施をしていく必要がある。

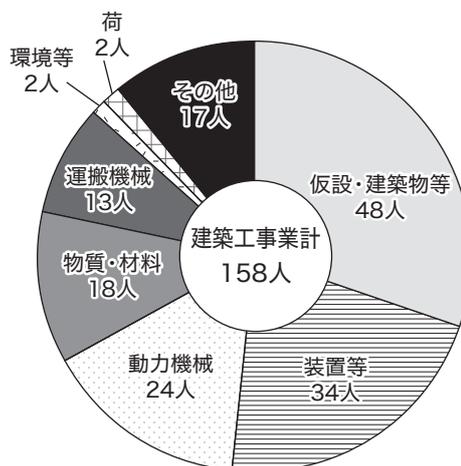
土木工事業の災害を「起因物」別にみると、死傷者数79人のうち、運搬機械18人(22.8%)が最も多く、次に、仮設・建築物等17人(21.5%)、動力機械15人(19.0%)、環境等12人(15.2%)、装置等6人(7.6%)の順となっている。

運搬機械、動力機械、仮設・建築物等については、定期自主検査、日常点検を確実にし、安全装置の有効稼働保持、安全な状態の保持が必要であり、補修、改修などの措置の実施も重要となる。

(7) 事故の型別労働災害発生状況（建築工事業）



(8) 起因物別労働災害発生状況（建築工事業）



建築工事業の災害を「事故の型」別にみると、死傷者数158人のうち墜落・転落が54人(34.2%)、激突され18人(11.4%)、転倒14人(8.9%)、切れ・こすれ13人(8.2%)、はさまれ・巻き込まれ12人(7.6%)、動作の反動・無理な動作12人(7.6%)、激突7人(4.4%)の発生順となっている。

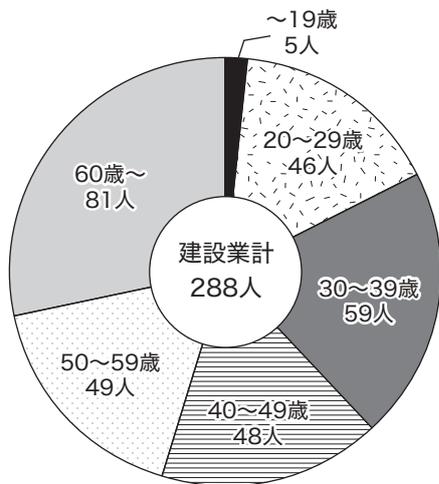
墜落・転落が全体の3割以上を占めており、安全な足場の設置はもとより、短時間作業においても作業の高さに応じた要求性能墜落制止用器具の使用などの安全対策を徹底する必要がある。

また、転倒災害についても依然として高い割合で発生していることから、建設現場においても4S活動を始め、見える化対策やストレッチ等の取り組みを行う必要がある。

建築工事業の災害を「起因物」別にみると、死傷者数158人のうち仮設・建築物等48人(30.4%)が最も多く、次に装置等34人(21.5%)、動力機械24人(15.2%)、物質・材料18人(11.4%)、運搬機械13人(8.2%)の順となっている。

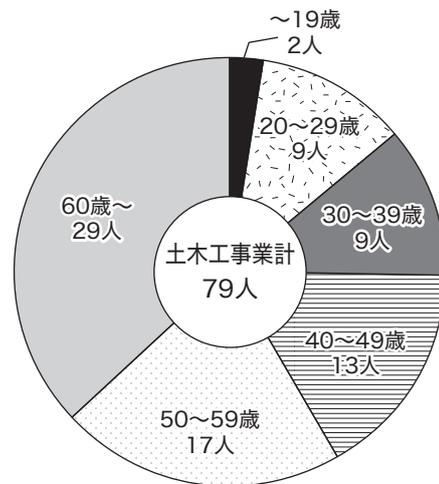
前記(7)の状況からして、仮設・建築物等からの墜落・転落が多発していることから、足場の組立・解体時における墜落防止対策と、足場の組立等作業主任者による要求性能墜落制止用器具等(安全帯)の使用状況の監視及び足場点検等を徹底する必要がある。

(9) 年齢別労働災害発生状況（建設業）



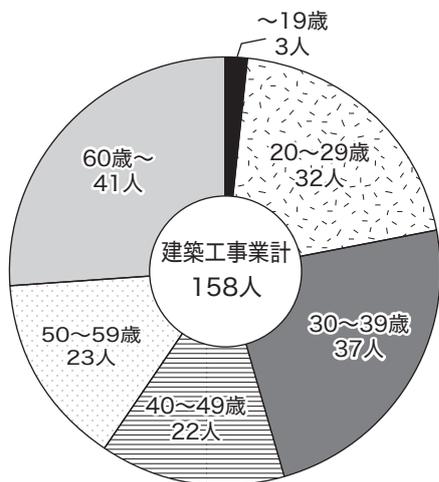
被災労働者の年齢構成をみると、最も多数を占めているのは、60歳以上で81人（28.1%）、次に、30～39歳が59人（20.5%）、50～59歳が49人（17.0%）、40～49歳が48人（16.7%）、20～29歳が46人（16.0%）、19歳以下が5人（1.7%）の順となっており、50歳以上の労働者が半数近くを占めている。

(10) 年齢別労働災害発生状況（土木工事業）



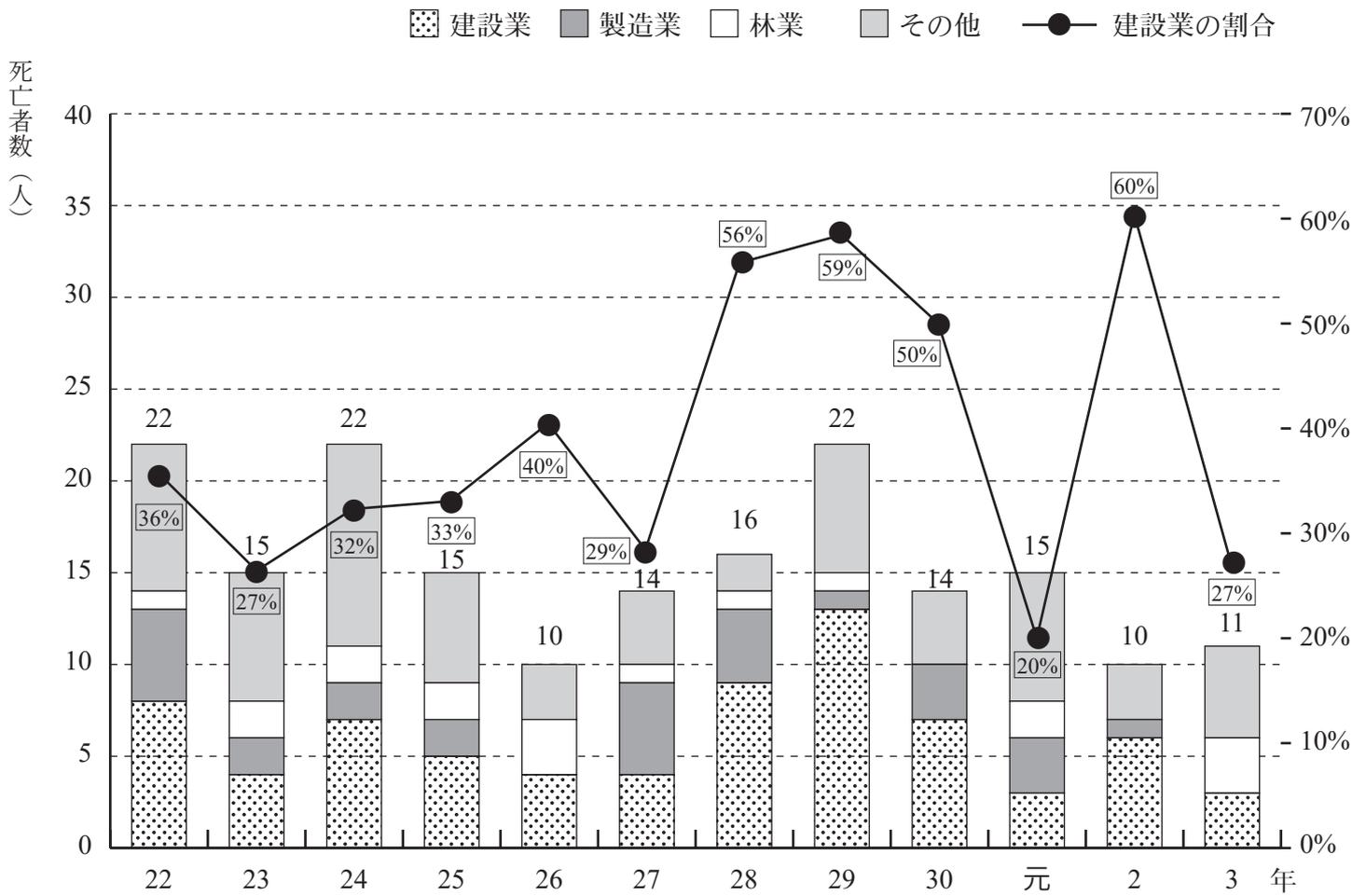
被災労働者の年齢構成をみると、最も多数を占めているのは、60歳以上で29人（36.7%）、次に、50～59歳が17人（21.5%）、40～49歳が13人（16.5%）、30～39歳が9人（11.4%）、20～29歳が9人（11.4%）、19歳以下が2人（2.5%）となっており、50歳以上の労働者が約6割を占めている。

(11) 年齢別労働災害発生状況（建築工事業）



被災労働者の年齢構成をみると、最も多数を占めているのは、60歳以上41人（25.9%）、次に、30～39歳が37人（23.4%）、20～29歳が32人（20.3%）、50～59歳が23人（14.6%）、40～49歳が22人（13.9%）、19歳以下が3人（1.9%）の順となっており、50歳以上の労働者が約4割を占めている。

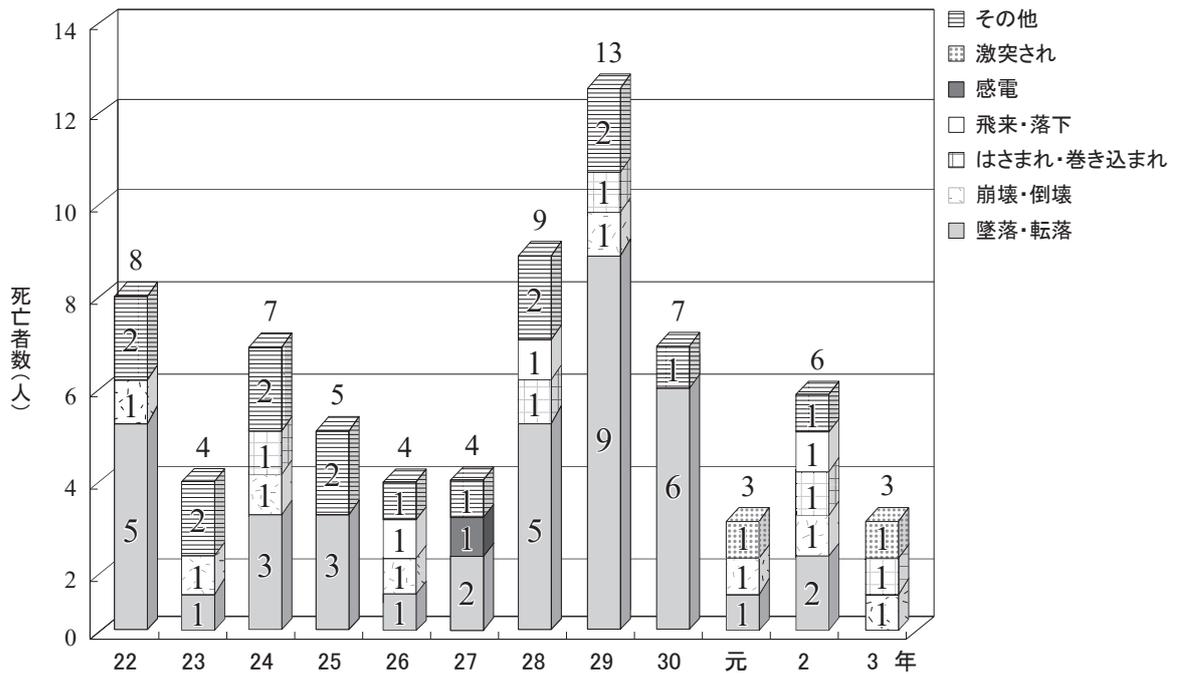
(12) 死亡災害発生状況の年別推移



	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
建設業	8	4	7	5	4	4	9	13	7	3	6	3
製造業	5	2	2	2	0	5	4	1	3	3	1	0
林業	1	2	2	2	3	1	1	1	0	2	0	3
その他	8	7	11	6	3	4	2	7	4	7	3	5
合計	22	15	22	15	10	14	16	22	14	15	10	11
建設業割合	36%	27%	32%	33%	40%	29%	56%	59%	50%	20%	60%	27%

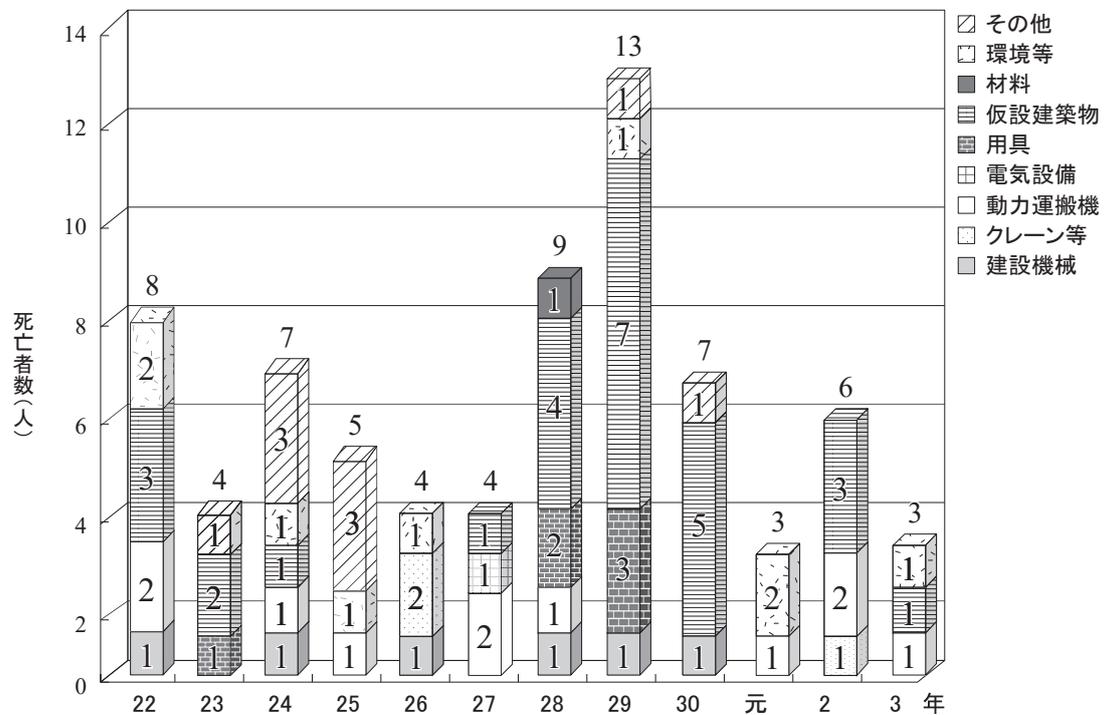
死亡災害全体では長期的には減少傾向を示しているが、その減少傾向にも鈍化がみられ、建設業、林業では今後増加に転じることも懸念される。

(13) 年別・事故の型別死亡災害発生状況（建設業）



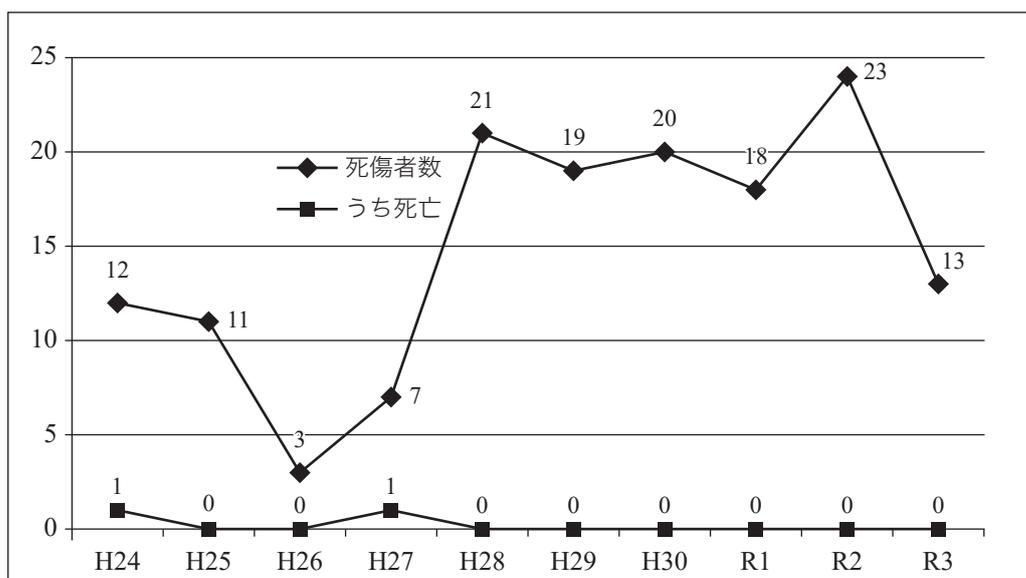
死亡災害を「事故の型」別にみると、令和3年は「崩壊・倒壊」、「はさまれ・巻き込まれ」、「激突され」が、それぞれ1名ずつであった。

(14) 年別・起因物別死亡災害発生状況（建設業）



「起因物」別にみると、「動力運搬機」、「仮設建築物」、「環境等」が、それぞれ1名ずつであった。

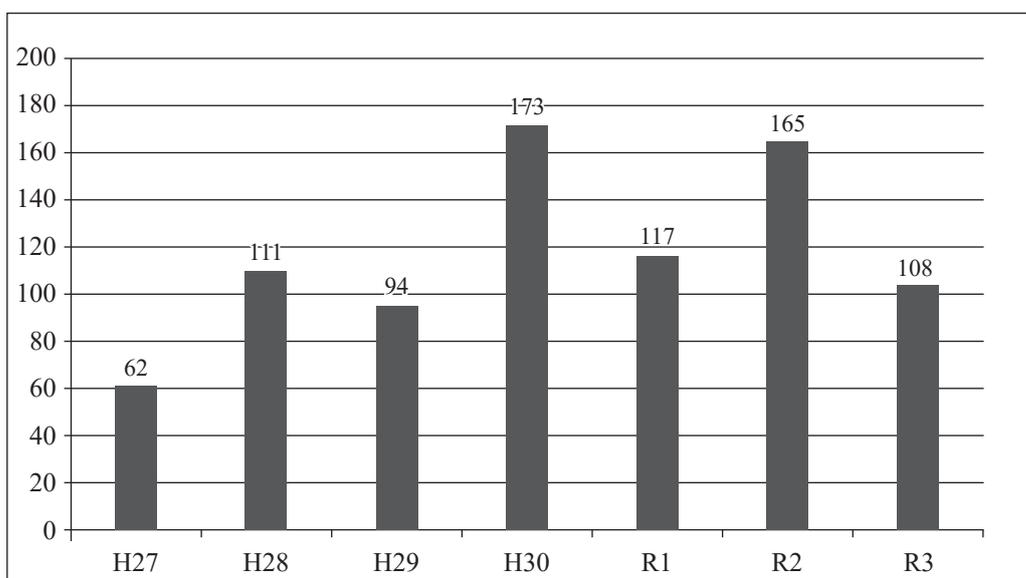
(15) 熱中症による休業4日以上死傷者数の推移（人）（熊本県内）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
死傷者数	12	11	3	7	21	19	20	18	23	13
うち死亡	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0

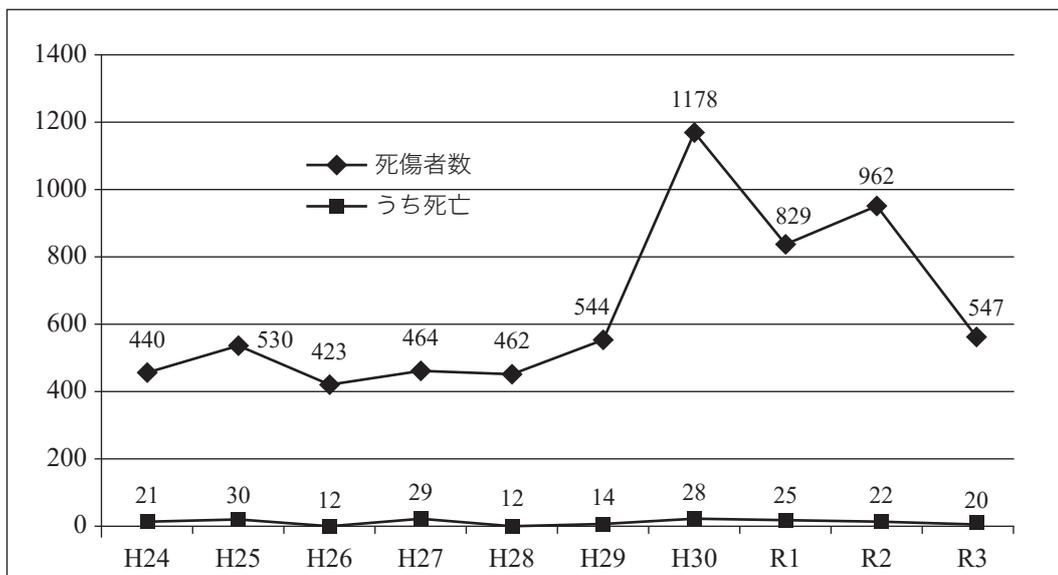
※休業4日以上の労働災害について、労働者死傷病報告により所轄の労働基準監督署に報告されたものから集計。

(16) 熱中症による療養補償給付決定件数の推移（熊本県内）



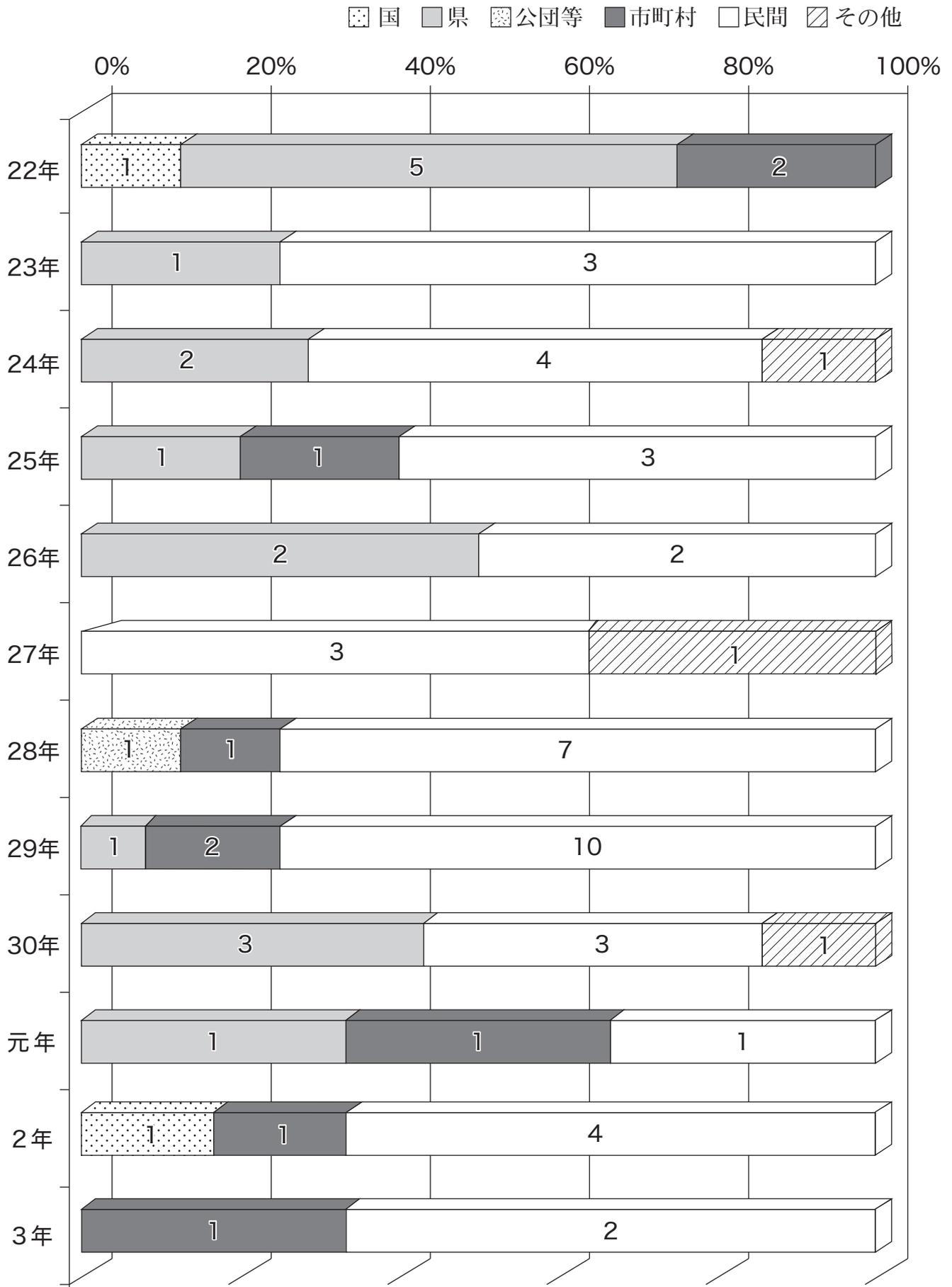
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
決定件数	62	111	94	173	117	165	108

(17) 熱中症による休業4日以上死傷者数の推移（人）（全国）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
死傷者数	440	530	423	464	462	544	1178	829	962	547
うち死亡	21	30	12	29	12	14	28	25	22	20

(18) 発注機関別死亡災害の割合（建設業）



(19) 九州・沖縄の発注機関別死亡災害発生状況（令和3年）

（ ）内は令和2年

発注機関	県								
	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	九州 沖縄 計
国	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	4 (1)
県	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (2)	3 (6)
市町村	1 (2)	1 (0)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (1)	1 (0)	13 (4)
公社・ 公団等	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
公工事 共計	3 (2)	2 (0)	3 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (2)	4 (2)	4 (2)	21 (11)
建設業 計	10 ② (7) (2)	3 (3) (1)	7 (4) ()	3 (4) (2)	3 ① (3) ()	4 (4) (1)	5 (3) ()	5 ① (6) (1)	40 ④ (34) (7)

(注) 発注工事にかかわらない災害は、○で囲み外数として記載。

【令和3年】

区分	県別								
	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	九州 沖縄 計
全産業	31	6	9	11	10	13	22	12	114
建設業	12	3	7	3	4	4	5	6	44
全産業中 の割合 (%)	38.7%	50.0%	77.8%	27.3%	40.0%	30.8%	22.7%	50.0%	38.6%

2. 死亡災害発生状況（令和3年）

番号	発生月	業種	事故の型	起因物	発生状況
1	1月	その他建設業	はさまれ、巻き込まれ	不整地運搬車	不整地運搬車で後進した際に、後方のパネル架台と不整地運搬車に胸部が挟まれたもの。
2	2月	土木工事業	倒壊、崩壊	構築物	擁壁を設置し、玉外し作業の際、擁壁が被災者側に倒れて下敷きになったもの。
3	12月	土木工事業	激突され	立木等	チェーンソーを用いた伐木作業において、被災者が雑木を谷側に倒そうと追い口を切っていたところ、木が裂け上がり、伐倒予定方向と直角の位置にいた被災者の方向に倒れてきたため逃げようとしたが、逃げきれず被災者の後頭部を直撃したものの。

3. 災害事例

(1) ドラグショベルが後進中、運転者がはさまれたもの

発生状況

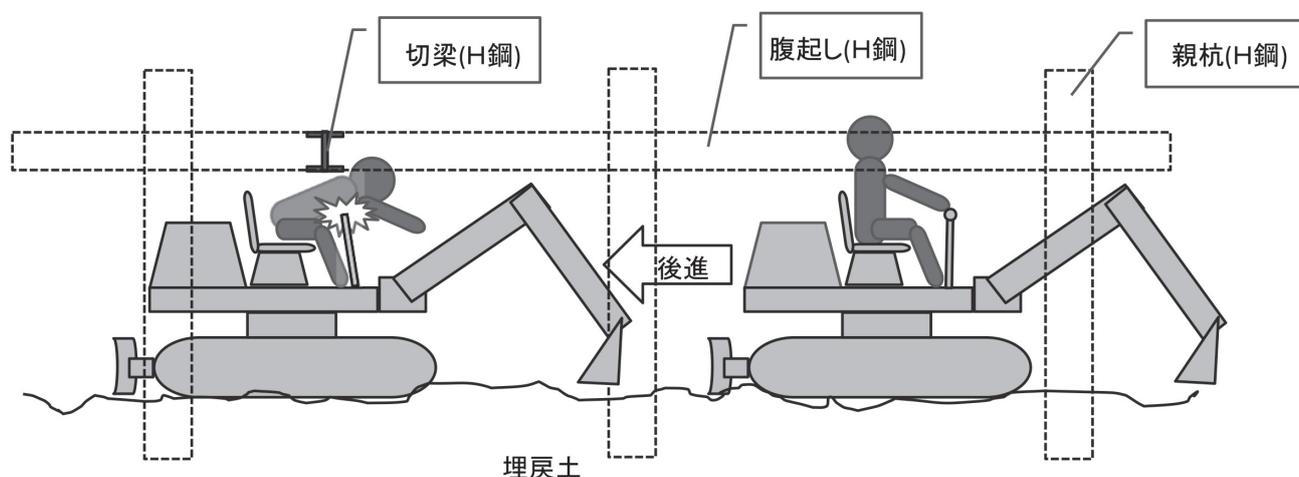
料金所に通路を設ける工事において、掘削箇所を埋め戻すため、小型ドラグショベルを運転して土砂を敷き均し、締め固める作業を行っていたところ、運転者が後方を確認せず小型ドラグショベルを後進させたため、後方にあった土止め支保工の切梁が運転者の背中に当たり、運転者が前のめりになった状態で小型ドラグショベルはさらに後進したため、切梁と操作レバーに胸をはさまれ、死亡したものの。

発生原因

- (1) ドラグショベルが走行するには地面から切梁までの高さが不足していたこと。
- (2) 運転者が後方を確認せずドラグショベルを後進させたこと。
- (3) 狭あいな場所でドラグショベルを運転させていたのに、危険を防止するための措置を講じていなかったこと。

防止対策

- (1) 現場の状況に応じた作業計画を作成し、関係労働者に徹底すること。
- (2) 狭あいな場所でドラグショベル等の車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、監視人を配置する、運転席又はヘッドガードがついた機械を使用させること。



(2) 木造住宅の新築工事中に、桁から墜落したもの

発生状況

木造住宅の新築工事現場において、桁の上で屋根の垂木を打ち付ける作業を行っていたところ、後ろ向きに移動しようとした時に桁から足を踏み外し、足場など身体をぶつけながらコンクリートの地面に墜落した。

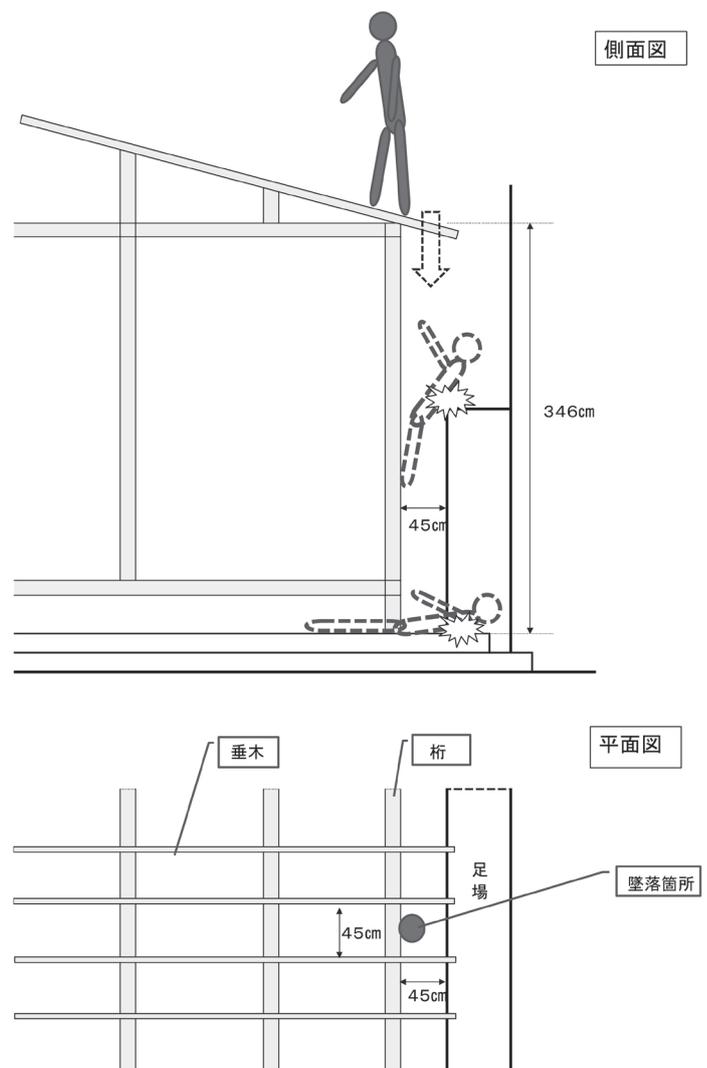
なお、被災者は墜落制止用器具を着用していなかった。

発生原因

防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させていなかったこと。

防止対策

- (1) 高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、足場等を組み立てる等により作業床を設けることが困難な場合は、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる措置を講じること。
- (2) 現場責任者又は木造建築物の組立て等作業主任者等に墜落制止用器具等の使用状況を監視させること。



4. 安全衛生管理体制について

労働災害を防止し労働者の健康の保持増進を図るため労働安全衛生法では、次のとおり、業種や規模（労働者数）により安全管理者や衛生管理者などを選任することを事業者¹に義務付けております。

業 種	規 模	選 任 す べ き 者
製造業（物の加工を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業及び機械修理業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	10人以上 50人未満	安全衛生推進者
	50人以上 300人未満	安全管理者 衛生管理者 産業医
	300人以上	総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者 産業医
林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業（建設業の内、ずい道工事、圧気工事、橋梁工事 [※] ）で、労働者が20人以上 30人未満の場合、もしくは鉄骨造または鉄骨鉄筋コンクリート造の建設工事で労働者数が常時20人以上 50人未満の場合は、別に、店社安全衛生管理者が必要 ² です。）	10人以上 50人未満	安全衛生推進者
	50人以上 100人未満	安全管理者 衛生管理者 産業医
	100人以上	総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者 産業医
上記以外の業種	10人以上 50人未満	衛生推進者
	50人以上 1000人未満	衛生管理者 産業医
	1000人以上	総括安全衛生管理者 衛生管理者 産業医
建設業及び造船業であって下請が混在して作業がおこなわれる場合	現場の全労働者数が ³ 、50人以上の場合（ずい道、圧気工事、橋梁工事 [※] については、30人以上）	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者
		統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人は安全衛生責任者
<p>※橋梁工事については、人口が集中している地域内における道路上もしくは道路に隣接した場所、又は鉄道の軌道上もしくは軌道に接近した場所に限る。</p>		

5. 届出等書類一覧 (主要なもの)

①工事開始時

法令	書類の名称	法規条文		様式	提出先	提出期限	備考
		法	則				
労 労	適用事業報告	104 の 2	57	23 の 2	労働基準 監督署長	遅滞なく	法の適用を受ける事業場を新設したとき
	時間外及び休日の 労働に関する協定 届	36	16 17 18	9 の 4	〃	〃	<ul style="list-style-type: none"> ● 一日及び一日を超える一定の期間について時間外又は休日に労働させる場合 ● 労働者代表との協定書添付 ● 坑内労働については、1日について2時間を超えないこと ● 36協定を備え付ける等の方法によって周知させる(法106)
	断続的な宿直又は 日直許可申請書	41	23	10	〃	〃	宿直又は日直の勤務につかせようとするとき
基 基	監視又は断続的 労働に従事する 者に対する適用 除外許可申請書	41	34	14	〃	〃	夜警、炊事等の監視又は断続的労働に従事するものについて労働時間、休憩及び休日の適用の除外を受けようとするとき
	就業規則届	89 90	49		〃	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> ● 常時10人以上の労働者を使用するとき ● 労働者代表の意見書添付 ● 就業規則を備え付ける等の方法によって周知させる(法106)
法 則	建設工事計画届	88 2項	89 91 92 の 2	21	厚生労働大臣	工事開始の 30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 次に掲げる仕事を開始しようとするとき (1)高さ300m以上の塔の建設 (2)堤高150m以上のダム建設 (3)最大支間500m(つり橋は1,000m)以上の橋梁の建設 (4)長さが3,000m以上のずい道等の建設 (5)長さが1,000m以上3,000m未満のずい道等の建設で深さ50m以上のたて坑(通路として使用されるものに限る)の掘削を伴うもの (6)ゲージ圧力0.3MPa以上の圧気工法の作業
	建設工事計画届	88 3項	90 91 92 の 2	21	労働基準 監督署長	工事開始の 14日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 次に掲げる仕事を開始しようとするとき (1)高さ31mを超える建築物又は工作物(橋梁を除く。)の建設、改造、解体又は破壊 (2)最大支間50m以上の橋梁の建設、改造、解体又は破壊 (2)の2 最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設、改造、解体又は破壊 (3)ずい道等の建設、改造、又は破壊(ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く) (4)掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業(掘削機械を用いる作業で下方に労働者が立ち入らないものを除く。)

法令	書類の名称	法規		様式	提出先	提出期限	備考
		法	則				
安 安							(5)圧気工法による作業 (6)耐火建築物等で吹付け石綿等を有するものの石綿等の除去の作業を行う仕事 (7)廃棄物の焼却施設の焼却炉・集じん機等の解体等の仕事
	土石採取計画届	88 3項	90 92	21	〃	工事開始の 14日前まで	(1)掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業 (2)坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業
	建設物、機械等設置・移転・変更届	88 1項	85	20	労働基準監督署長	設置30日前	安衛則別表第7上欄に掲げる機械等（型枠支保工・架設通路・足場・軌道装置等）を設置するとき
	特定元方事業者の事業開始報告（統括安全衛生責任者選任報告） （元方安全衛生管理者選任報告） （店社安全衛生管理者選任報告）	30 15 令7 15 の 2 1項	664		〃	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が一の場所で行われるとき ● 事業場の労働者数が関係下請負人の労働者も含めて常時50人（ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事又は圧気工法による作業を行う仕事にあっては、常時30人）以上となるときは、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任し、その旨と氏名を記載する。 ● 事業場の労働者数が関係請負人の労働者も含めて常時20人以上30人未満のずい道等の建設の仕事、一定の橋梁の建設の仕事、圧気工法による作業を行う仕事。事業場の労働者数が関係請負人の労働者も含めて常時20人以上50人未満の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事。店社安全衛生管理者を選任し、その旨と氏名を記載する。
衛 衛	安全衛生管理者選任報告	16			特定元方事業者	〃	● 統括安全衛生責任者の選任を要する事業場で、下請として仕事をする場合
	共同企業体代表者届	5	1	1	労働基準監督署長を経由して労働局長	工事開始の 14日前まで	● J.V.工事の場合、出資割合その他施工上の責任程度を考慮して、そのうち一人を代表者として選定
	総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医選任報告	10 令2 11 令3 12 令4 13 令5	2 4 7 13	3 ※	労働基準監督署長	選任事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設業で常時100人以上の労働者を使用するとき（総括安全衛生管理者） ● 常時50人以上の労働者を使用するとき（安全管理者）（衛生管理者）（産業医） ● 衛生管理者免許証の写、医師免許証の写を添付
法 則							

②工事中

法令	書類の名称	法規条文		様式	提出先	提出期限	備考
		法	則				
労基法	就業規則変更届	89 90			労働基準監督署長	速やかに	●届出済みの就業規則を変更したとき
安衛法	共同企業体代表者変更届	5 3項	1 3項	1	労働基準監督署長 労働局長	遅滞なく	●2以上の建設業者が、共同連帯して仕事を請負ったとき
衛衛	総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告	11 12 13	2 4 7 13	3※	労働基準監督署長	14日以内に選任し、遅滞なく	●常時100人以上の労働者を使用するに至ったとき(総括) ●常時50人以上の労働者を使用するに至ったとき(安全・衛生管理者・産業医)
法則	建設物、機械等設置・移転・変更届	88 2項	88	20	〃	変更の30日前まで	●届出済みのものを移転又は重要構造部分を変更しようとするとき
労安 基衛 法	事故報告書	安衛100 労基104の2	安衛96 労基57	22	〃	遅滞なく	●事業場又はその附属建設物内並びに附属寄宿舍内で火災、爆発、建築物等の倒壊、クレーンの倒壊等の事故が発生したとき ●事故の発生した事業場又は附属建設物を管理する事業者が作成し提出
安衛 法則	労働者死傷病報告	安衛100 労基104の2	安衛97 労基57	23※ 24	〃	〃 休業4日未満のときは、4半期ごとに	●労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内並びに附属寄宿舍内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
安ク レ ン 法則	クレーン設置届	88 1項	5 3	2	〃	30日前まで	●つり上げ荷重3t以上(スタッカー式は1t以上)のクレーンを設置しようとするとき
	クレーンデリックエレベーター建設用リフト	88 3項	6 97 141 175	4	〃	あらかじめ	●設置工事が落成したとき ●荷重試験、安定度試験に必要な荷及び玉掛用具を準備し検査に立会う
	クレーン移動式クレーン	100 1項	11 61	9	〃	〃	(1)つり上げ荷重が0.5t以上3t未満(スタッカー式は0.5t以上1t未満)のクレーンを設置しようとするとき (2)つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーンを設置しようとするとき
	デリック設置届	88 1項	96 24	23	〃	30日前まで	●つり上げ荷重が2t以上のデリックを設置しようとするとき
	デリック設置報告書	100 1項	101	25	〃	あらかじめ	●つり上げ荷重0.5t以上2t未満のデリックを設置するとき
	エレベーター設置届	88 1項 2項	140 4項 27	26	〃	30日前まで	●搭載荷重が1t以上のエレベーターを設置しようとするとき(設置から廃止まで60日未満のものを除く)
	エレベーター設置報告書	100 1項	145	29	〃	あらかじめ	●積載荷重が0.25t以上1t未満のエレベーターを設置するとき
建設用リフト設置届	88 1項	174 31	30	〃	30日前まで	●ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフトを設置するとき	
ゴンドラ	ゴンドラ設置届	88 1項	10	10	〃	あらかじめ	●固定式ゴンドラを設置するとき ●可搬式ゴンドラは最初に設置するとき

(注)「様式」欄の※印はOCIR(光学的文字・イメージ読取装置)で処理するもので、所定の用紙による必要があります。